

商品概要説明書【職域カードローン】

令和4年4月1日現在

1. 商品名（愛称）	職域カードローン
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ■職域パートナー契約を締結した事業所に働く経営者・従業員の方（パート・アルバイト等の非正規社員でも可） ■当金庫の営業区域内に住所または居所を有する方、または営業区域内の事業所に勤務されている方 ■満20歳以上満65歳未満の方 ■安定継続した収入のある方 ■日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者である方 ■一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方
3. お使いみち	■自由です。ただし、事業資金は除きます。
4. ご融資金額	■50万円、100万円
5. ご融資期間	■3年ごとの自動更新です。ただし、契約更新時に満70歳以上の方は更新いたしません。
6. ご融資利率	■年7.0%【固定金利】
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ■貸越極度額50万円：毎月1万5千円の定額返済 ■貸越極度額100万円：毎月2万円の定額返済
8. 担保・保証人	■一般社団法人しんきん保証基金の保証によりますので保証人・担保は必要ありません。
9. 保証料	■ご融資利率に含まれています。
10. 必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ■運転免許証（運転免許証を徴求できない場合は個人番号カード（表のみ）、パスポート、健康保険証（注）など本人と確認できるもの） ※健康保険証を徴求する場合は、保証基準とは別に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」において住民票抄本や公共料金の領収書の提示を受ける等の追加的な措置が定められています。 ※申込人が日本国籍以外の場合は、本人確認書類に加えて、永住者または特別永住者であることを次のいずれかの書類で確認 <ul style="list-style-type: none"> ・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書 ・住民票抄本（在留資格の記載があるもの）
11. 苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ■苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業店または本部お客様相談窓口（9時～17時、電話0120-454-585）までお申し出ください。また、当金庫のほかに、全国しんきん相談所（9時～17時、電話03-3517-5825）並びに関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話03-5524-5671）でも苦情等のお申し出を受け付けております。 ■紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置運営する仲裁センター及び山梨県弁護士会（電話：055-235-7202）が設置運営する民事紛争処理センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、お客様相談窓口または全国しんきん相談所等へお申し出ください。
12. その他	■審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。